

受講契約書

本受講契約書（以下「本契約書」という。）は、高田資産コンサル株式会社（以下「甲」という。）が提供する「高田流！デイトレード講座」（以下「当講座」という。）に関して、お客様（以下「乙」という。）との間に締結される法的な契約書です。

甲と乙は以下の通り、受講契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条（当講座の契約と開始日）

(1) 当講座の申込は、乙が本契約書の内容をご確認のうえ署名捺印し、電子メール送信または書面を郵送して甲に提出をしてください。

(2) 乙が甲に利用料金を支払い、乙が署名捺印した本契約書を甲が受け取った翌日を受講開始日とします。

第2条（当講座の受講期間）

当講座の受講期間は受講開始日から90日間とします。

受講期間終了日の翌日をもって自動退会となりますので、退会の手続きは必要ありません。

第3条（当講座の内容及びサービス）

当講座の内容及びサービスは下記とし、受講期間内に提供するものとします。

- ・デイトレードの手法
- ・スキャルピングの手法
- ・日経225 オプションのプット買いの手法
- ・当講座限定の掲示板の利用

いずれも高田流の手法です。

教材（PDF）は、受講開始日当日にメール送信で配布します。

当講座限定の掲示板は、平日定期的に高田の実践売買の結果や、高田流の対応の仕方や考え方等を更新をし、

その当日または前日の相場に触れることで、実践的な内容を学んでいただきます。

その実践的な内容をまとめたもの（PDF）を当講座の受講期間中に配布し、更なる技術の向上に役立てていただきます。

質問は、当講座限定の掲示板又はメールで承ります。

第4条（当講座の利用料金）

(1) 当講座の利用料金は金 110,000 円（消費税込）とし、
下記口座に振り込んで支払うか、又はクレジットカードで支払うものとします。

銀行名：GMOあおぞらネット銀行

支店名：法人営業部

口座番号等：普通預金 1183842 タカダシサンコンサル（カ

(2) 当講座の利用料金の支払いに必要な振込手数料その他の費用は乙が負担するものとします。

(3) 甲は、乙の利用料金の決済をもって乙が本契約書の内容を了承したものとみなします。

(4) 甲は、乙により支払われた当講座の利用料金等につき、講座の内容に瑕疵がある場合を除き、解約・返金・返品には応じないものとします。また、通信販売には、クーリングオフ制度は適用されませんので、予めご了承ください。

第5条（知的財産権）

(1) 当講座は乙の私的使用に限りにおいて利用できるものであり、
乙以外の第三者に供与・提供したり、再販してはなりません。

(2) 当講座の情報は、甲が一切の知的財産権を有しております。
無断の複製、公衆送信、転載、改変その他著作権法の利用行為は、重大な法律違反となります。

第6条（禁止行為）

(1) 乙は、本契約期間中はもとより、終了後も、当講座を利用して以下の行為はしないものとします。

- ①甲の知的財産権を侵害する行為
- ②公序良俗に反する行為、犯罪的行為その他法令に違反する行為
- ③他の利用者または第三者に不利益を与えるような行為
- ④甲の運営を妨げ、或いはサービスの信頼を毀損する行為
- ⑤その他、甲が不相当と判断する行為

(2) 乙が前項で禁止されている行為を行った場合、その行為に関する責任は乙が負い、
甲は一切の責任を負わないものとします。

(3) 乙が前項で禁止されている行為によって甲に損害を与えた場合、甲は乙に対して被った損害の賠償を請求出来るものとします。

第7条（損害賠償責任）

乙は、本契約に違反することにより、甲に損害を与えたときは、その損害の全て（弁護士費

用及びその他の実費も含む)を賠償しなければならないものとします。

第8条 (損害賠償額の予定)

当講座の私的使用の範囲を超える無断の複製、公衆送信、転載、改変その他著作権法の利用行為をした場合、乙が当講座を閲覧させた人数分に、当講座の料金を乗算して損害賠償を請求できることとします。

第9条 (利用資格の取消)

乙に下記のいずれかの事由が発生した場合は、当講座の利用を停止するものとします。

- (1) 当講座の利用月が終了した場合
- (2) 本契約に定める利用上の注意が遵守されなかった場合
- (3) 第6条において禁止された行為を行った場合
- (4) 利用申請事項に偽りがあることが判明した場合
- (5) その他、本契約に違反した場合

第10条 (反社会勢力の排除)

(1) 甲及び乙は、自己が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下これらを「反社会勢力」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約するものとします。

- ①反社会勢力に自己の名義を利用させること
- ②反社会勢力が経営に実質的に支配していると認められる関係を有すること

(2) 甲又は乙は、前項の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとします。

(3) 本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わないものとします。

第11条 (責任の所在)

投資の最終決定は乙自身の判断でなされたものとします。

当講座に基づいて生じた乙の損失又は利益については、甲は一切の責任を負わないものとします。

第12条 (投資顧問業法の除外規定)

当講座はデイトレードの手法、スキャルピングの手法の提供を主たる目的としており、投資判断について売買指示、助言、指南を行うものではありません。当講座の情報は正確な提供を目的としていますがその完全性が常に保障されるのではなく、当講座の利用に起因する

①

①

乙の直接的または間接的損失および損害についても一切の賠償には応じないものとします。

第 13 条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、大津地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙相互に署名・捺印し、各 1 通を保有することとします。

令和 年 月 日

甲

①

乙

①